

就学前の児童通所支援に係る利用者負担の多子軽減について

児童通所支援を利用している、または幼稚園等に通う児童が同じ世帯に2人以上いる場合に、**第2子以降**の利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置がございます。対象者等については以下の表の通りです。

対象者等について

		区分	軽減区分
就 学 前 児 童	世帯の市町村民税所得割合算額 が77,101円未満	生計を同じくする兄または姉が1人いる	第2子軽減
		生計を同じくする兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減
	世帯の市町村民税所得割合算額 が77,101円以上	障がい児通所支援または幼稚園等に通う就学前 の兄または姉が1人いる	第2子軽減
		障がい児通所支援または幼稚園等に通う就学前 の兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減

実際に利用した分の利用者負担額と受給者証記載の負担上限月額（4,600円または37,200円）を**比較し、低い金額**が利用者負担額となります。

複数の児童の中で、障がい児通所支援等を利用する児童が

- (1) 第2子軽減対象児童・・・サービスにかかる総費用額の1割負担額の**半額**
- (2) 第3子以降軽減対象児童・・・**0円**

(例1) 通所が月5日（総費用額 約50,000円、1割額 約5,000円）だった場合、実際の事業所への支払金額

利用者負担上限月額	多子軽減対象区分	軽減前の利用者負担額	軽減後の利用者負担額
4,600円の方	第2子軽減	4,600円	約2,500円
	第3子以降軽減		0円
37,200円の方	第2子軽減	約5,000円	約2,500円
	第3子以降軽減		0円

(例2) 通所が月15日（総費用額 約150,000円、1割額 約15,000円）だった場合、実際の事業所への支払金額

利用者負担上限月額	多子軽減対象区分	軽減前の利用者負担額	軽減後の利用者負担額
4,600円の方	第2子軽減	4,600円	4,600円
	第3子以降軽減		0円
37,200円の方	第2子軽減	約15,000円	約7,500円
	第3子以降軽減		0円

多子軽減措置の手続き

利用料の軽減を受けるためには、市への申請手続き（多子軽減措置の適用手続き）が必要な場合があります。

次の書類を障害福祉課に提出します。

所得割額合算額が77,101円以上の世帯：兄または姉の通園（通所）証明書

所得割額合算額が77,101円未満の世帯：書類の提出不要